

第6回 ふるさと納税研究会 議事要旨

【開催日時等】

- 開催日時：平成19年8月28日（火）17：00～19：10
- 場 所：総務省11階 共用1101会議室
- 出席者：島田座長、跡田委員、小田切委員、桑野委員、佐藤委員、西川委員、畠山委員、
水野委員
河野自治税務局長、高橋大臣官房審議官、佐藤財政課長、滝本企画課長、
林崎市町村税課長

【議題】

- (1) 資料説明
- (2) 個別の論点・課題等の整理
- (3) その他

【配布資料】

- 「ふるさと納税」に関する主な論点・課題等
 - ふるさと納税について
 - 地方団体の行動に与える影響
 - 使い途（募集の受け皿の整備）
 - 交付税制度との関係
 - 選択する納税者の割合と税収見積りにおける予見可能性
- 小田切委員提出資料

【事務局説明】

- 事務局から配布資料に基づき説明。

【小田切委員からのプレゼンテーション】

- 中山間地域フォーラムで、ふるさと納税の研究を行っており、そこで得た情報やふるさと納税に対する提言などについて、報告する趣旨。
- 中山間地域フォーラムから緊急アピールを出しており、その主な内容は、ふるさと納税制度が、「ふるさと再生の志のある資金の移転システム」として機能すること、送る方の「志」に対応するものとして、税・寄附を受ける自治体に対して事業内容の明確化や、情報還元を求めることが必要、というもの。
- 「寄附による投票条例」を設置している自治体は25団体あり、各団体において、寄附をもとにして行う具体的事業の明確化や、寄附者に対する資金利用状況・効果等の情報還元が現実に行われ、優れた事例も生まれてきている。
- 寄附を受けるための地方団体の不適切な行動について懸念する声もあるが、現実には、い

い仕組みを作って活動しており、そこまで心配する必要はないのではないか。

【おおむね方向性が一致している事項について】

- 「ふるさと」の定義をする際に、「ふるさと納税」は未来志向の税制であるという考え方がある一方で、地方が人材を都市に供給していることを踏まえれば、出身地などに限定すべきという考え方もあり、両方ある。
- しかしながら、技術的に過去の居住実態等を証明することは難しいといったことなども踏まえ、納税者が「ふるさと」と思うところにするということによって落ち着いた。
- 「税」か「寄附」かについては、「税」として構成するのは税理論上難しく、分かりにくいということで、やはり「寄附」を拡充することが適当という方向に落ち着いた。
- 寄附金を優遇するというよりは、ライフサイクルの中で過去に受けた行政サービスに対し還元することが「ふるさと納税」の本旨である。寄附税制として考えるべきでない。
- セカンドベストとして、寄附税制で対応するという事としても、利用する納税者にとっては、まず、寄附という行為が先にあり、税制上の控除を受けるのはその後。そのため、寄附税制としての論点は考慮すべき。
- 所得控除か税額控除かについては、分かりやすさ、効果を考え、税額控除とする。
- 寄附先となる団体は、限定しないこととし、控除される税は、都道府県民税、市区町村民税の両方から税率比で控除することとする。
- 税額控除について、寄附金額に対する控除率は、最大で 100%であり、寄附金額を超えて税制上優遇されることはないということによって一致していると思うが、その点も確認したい。

【税額控除の割合について】

- 寄附税制ではないので、納税者の負担が増えてはいけない。寄附をしても納税者の負担が増えないというのがこの税制のポイントとなる。
- ある程度持ち出しがあった方が安易な制度利用を防ぎ、税の流出も防ぐことができる。
- 寄附先の公益性の差によって優遇措置のレベルが異なってもよいという議論は成り立つのではないか。「ふるさと」に対する寄附は地方団体に対するものであり、特別の優遇措置という意味で 100%税額控除する理屈はあるのではないか。また、上限額を超える部分は優遇割合を落とすことにすれば「志」とも矛盾しないのではないか。

【上限額について】

- 納税者の気持ちと減収となる地方団体の受ける影響のバランスを考える必要がある。福井県が実施した納税者へのアンケートでは、上限額は 1 割までとする意見が多かったが、2 割～3 割まで許容する意見もあった。
- 「ふるさと納税」の優遇措置は、現行制度に上乘せするものとして、「ふるさと納税」の上限額を超えた分は、現行の所得控除並みとするのが自然。税額控除の上限額を超えた分が全く優遇措置の対象にならないという選択肢はない。
- トータルの上限額をどこまでとするかは選択肢があり、現行制度における税額軽減額を上限とする考え方もあるし、控除対象寄附金額を上限とする考え方もある。他の団体に対する

寄附金と合わせた寄附金の上限額について現行の総所得金額等の25%を維持するのなら、そこまでし、25%を引き上げるというのであれば、それに対応すべき。

【下限額について】

- 寄附金税制一般の下限額と「ふるさと納税」の下限額は別にして考えるべき。「ふるさと」分の下限額はギリギリまで下げてよいのではない。一般的な寄附金税制であれば、住民税と所得税の下限額を同額にすべきと考える。
- 一般の寄附金税制と「ふるさと納税」の両方を利用する場合に、ふるさと納税に下限額を設けると、制度として分かりにくくなるのではない。
- 下限額を設けていわゆる免税点方式をとり、下限額を超えた場合には下限額以下の部分も含め全額控除対象としつつ、税額控除率は8割程度とすべきではない。
- 足切り額（適用下限額）とするか、いわゆる免税点とするかは重要な問題。現在の寄附金額は1万円程度が多く、現実的に、「志」として寄附する額は1万円から2万円くらいが限度ではないか。その際に、適用下限額が1万円では、せっかく作った制度でも利用されないことになってくる。税額控除率が8割、9割になったとしても、適用下限額はなくした方がよいのではない。
- いわゆる免税点とした場合、逆転現象が起きるのは当然であるが、むしろインセンティブとして考え、寄附をするなら適用下限額以上は寄附して欲しいというメッセージとして設定することも可能ではないか。
- 税務実務の観点から下限額が設けられ、それを超えた部分を全額税額控除するということができないのではない。

【住民税と所得税の関係について】

- 方式①アの場合、計算が複雑になり、税収が減る側の地方団体に事務負担が増える制度になってしまうため、制度としてもたないのではない。
- 方式①アは、理論値を計算して、所得税における軽減額を計算するという方法であり、実務上は可能ではないかと考えているが、実務の担当者に確認することが必要。
- 方式①イのように、住民税の控除率を一律に6割に設定することは、とり得ないのではない。
- いわゆる免税点方式をとる場合、住民税からのみ控除することが前提であり、住民税から控除された寄附金部分は、所得税の控除対象からは除かれる仕組みとすべきではない。
- ふるさと納税は、国から地方への税の移転を眼目とするものではなく、地方税の中で、意思を尊重して納税先を選ぶもの、とする考え方ではない。
- 納税者の負担を変えないというのが前提。上限額までは住民税のみから控除し、超えた部分は、住民税と所得税で所得控除すればいいのではない。
- 実現可能性の議論はあるが、住民税も所得税も税額控除とすべき。所得税からも税額控除を行う理由は、地域間税収の偏在是正など、本来国が担うべき政策を怠っていたため、これに対し応分の負担を求めようとする考えにある。
- 方式①アは、納税者の負担が変わらないという点は分かるが、わかりやすく、使いやすい

制度とするという考え方と齟齬をきたさないか。

- 所得税は現状のまま触れられずに住民税のみを税額控除にすることも考えておいて、所得税の協力もあれば所得税も税額控除として組み合わせる、という整理になるのではないか。所得税の制度改正がなければ制度設計自体が崩れるというのでは困る。
- 所得税との関係を議論するにしても、最終的に実現できるか、プライオリティーをどう位置づけるかを議論すべき。

【地方団体の行動に与える影響について】

- 過度な競争について、法的な規制の対象になじまないというのはその通りである。懸念はあるにせよ、地方団体を信用するということではないか。
- 地方団体が寄附を誘引するための過度な競争に陥る危険はあるが、それを完全に防ぐ方法は、寄附の仲介者を作って、寄附者と地方団体の間の情報は遮断するしかない。
- 不健全な競争が目立ってきた場合、将来的に対応しなければならないが、そうならないように自重を促すことは報告書に書いておくべきではないか。

【使い途（募集の受け皿の整備）について】

- 参考例やガイドラインなどを情報提供し、それを参考にしてもらおうという程度がよいのではないか。
- 総務省が行政指導するというのは地方分権の時代にそぐわない。地方団体の連合体が、自分たちの中で自主規制が働くような仕組みをつくってほしい。
- 何もしない眠っているような自治体もあるのではないか。そのような団体にとっては、ある程度の競争はあった方がよいのではないか。

【交付税制度との関係について】

- 地方団体は、ふるさと納税の交付税上の扱いを非常に気にしており、現行の寄附に対する扱いが変わることは非常に困る。

【選択する納税者の割合と税収見積りにおける予見可能性について】

- 地方団体の歳入に占める寄附金の割合は1%未満。せめて2%くらいにはなってほしい。
- 寄附額の増加より、まずは、寄附者数が増加することが大事なのではないか。

【今後の予定】

次回は、9月5日（水）17:00～19:00。場所等は追って連絡。

（以上）